

県北振興局長告示第26号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物を次のとおり認定した。

令和8年8月4日

県北広域振興局長 米 内 靖 士

1 申請者の住所及び氏名 岩手県久慈市新中の橋第4地割35番地の3 宮城建設株式会社 代表取締役社長 菅原 博之

2 認定年月日 令和8年7月22日

3 対象区域及び建築物の位置

- (1) 対象区域 久慈市長内町第30地割21番1、21番2、21番4、21番7、22番1、22番2、22番3、22番4、22番5、22番8、25番1、25番2、25番5、25番6、25番7、25番8、25番9、26番1、26番2、26番3、26番4、26番5、26番8、26番9、26番10、26番11、26番12、27番1、27番2、28番1、28番3、28番5、28番6、29番、30番2、31番1、31番2、31番3、31番4、31番5、32番1、32番2、33番1、33番4、33番6、34番1、34番2、34番3、35番2、35番4、36番1、36番3、36番5、36番6、36番7、38番1、38番2、41番1、42番1、42番2、43番1、43番2、43番4、43番5、43番6、44番1、44番3、44番4、46番、47番1、47番2、47番5、47番6、48番1、48番2、48番6、48番8、48番11、48番14、48番15、50番1、50番2、50番3、50番6、50番7、50番8、51番、52番1、52番2、53番1、53番3、53番5、53番6、53番8、53番9、53番10、53番11、53番14、53番15、53番16、54番1、54番2、54番3、54番4、54番6、54番15、54番19、55番1、55番2、56番1、56番2、56番3、57番1、57番2、57番3、57番4、57番5、57番6、57番7、57番8、57番9、57番10、64番3、64番6、64番9、64番10、65番1、65番2、65番3、65番4、65番5、65番6、66番8、66番10、71番3、71番6、71番11、72番3、73番3、73番4、73番6、73番7、73番8、74番3、74番4、74番5、74番6、74番7、74番11、74番12、75番4、75番6、75番7、75番8、75番10、75番11、76番1、76番2、76番6、76番7、76番8、76番9、76番10、76番11、76番15、76番16、78番1、78番3、78番4、81番2、82番、83番、84番1、84番2、84番3、85番、86番、87番1及び87番2並びに第33地割11番1、11番6、13番1、13番4、13番6及び13番7並びに第34地割7番2、8番1、8番2、8番3、9番1、9番3、9番7、9番8、9番9、9番10、10番1、10番2、10番4、10番5、10番6、11番2、78番、79番1及び79番2

(2) 建築物の位置 別紙図面のとおり。

備考 「別紙図面」は、省略し、県北広域振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。